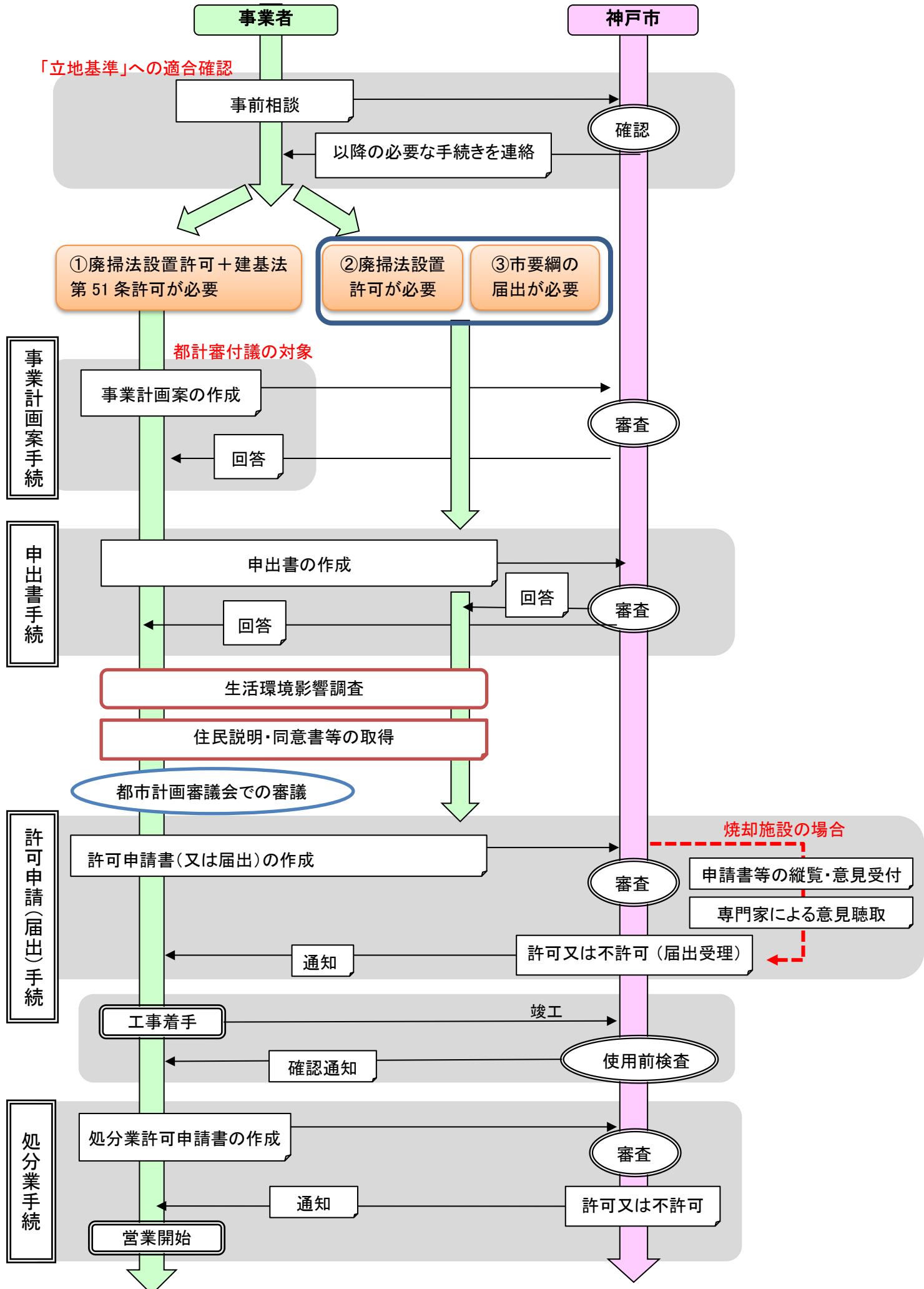


産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きフロー（中間処理施設に限る）



(産業廃棄物処理施設)

②廃掃法設置許可が必要

①廃掃法設置許可+建基法51条許可が必要

廃棄物名	処理方法	廃棄物処理法 第15条許可 対象、規模(令7条)	(参考)建築基準法第51条に係る対象、規模※1	
			工業地域、 工業専用地域内	その他の地域
汚泥	脱水	10m ³ 超	30m ³ 超	10m ³ 超
	乾燥	10m ³ 超	20m ³ 超	10m ³ 超
	天日乾燥	100m ³ 超	120m ³ 超	100m ³ 超
	焼却	5m ³ 超又は200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上	10m ³ 超	5m ³ 超又は200kg/h 以上又は火格子面積が 2m ² 以上
廃油	油水分離	10m ³ 超	30m ³ 超	10m ³ 超
	焼却	1m ³ 超又は200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上	4m ³ 超	1m ³ 超又は200kg/h 以上又は火格子面積が 2m ² 以上
廃酸 又は 廃アルカリ	中和	50m ³ 超	60m ³ 超	50m ³ 超
廃プラスチック類	破碎	5t超	6t超	5t超
	焼却	0.1t超 又は火格子面積が2m ² 以上	1t超	0.1t超 又は火格子面積が2m ² 以上
木くず 又は がれき類	破碎	5t超	100t超	5t超
特定有害物質 を含む汚泥	コンクリート固型化	すべての施設	4m ³ 超	すべての施設
水銀又はその 化合物を含む 汚泥	ばい焼	すべての施設	6m ³ 超	すべての施設
シアン化合物	分解	すべての施設	8m ³ 超	すべての施設
廃石綿又は石 綿含有産業廃 棄物	溶融	すべての施設	すべての施設	すべての施設
廃水銀等 [H29.10.1 施 行]	硫化	すべての施設	すべての施設	すべての施設
廃PCB、PCB 汚染物、PCB 処理物	焼却・分解・ 洗浄・分離	すべての施設	0.2t超	すべての施設
その他の産業 廃棄物	焼却	200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上	6t超	200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上
産業廃棄物	最終処分	すべての施設※2	—※3	—※3

(一般廃棄物処理施設)

廃棄物名	処理方法	廃掃法第8条許可※4 対象、規模(令5条)	(参考)建築基準法第51条に 係る対象、規模※1	
			工業地域、 工業専用地域内	その他の地域
一般廃棄物	最終処分以外	5t以上 (焼却施設にあっては、 200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上)	5t以上 (ごみ焼却場除く)。 但し、処理能力が3,000人以下のものを 除く。	
	最終処分	すべての施設	—※3	—※3

※1 処理施設は建築物でなくても、準用工作物に該当し建築基準法第51条の適用を受ける。

※2 安定型最終処分場であって、水面埋立を行うものを除く。

※3 最終処分場は、建築基準法第51条の対象となる「処理施設」には該当しない。